

各 老 人 福 祉 施 設 の 長  
各 介 護 保 険 施 設 の 管 理 者 様  
各 介 護 サービス事業所の管理者

山口県健康福祉部長寿社会課長

老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
（長寿社会課関係）の一部改正について

本県の介護保険行政の推進については、平素から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）等の公布に伴い、下記の条例の一部を改正する条例が令和 6 年 3 月 1 9 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日及び令和 6 年 6 月 1 日から施行されますのでお知らせします。

なお、概要は別添のとおりであり、基準の具体的な事項については、今後、規則の一部改正を予定しておりますので、内容について十分御了知の上、その運用に遺漏のないよう御配慮ください。

記

条例の名称	条例番号	概要における略称
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	平成 24 年山口県条例第 32 号	条例 1
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	平成 24 年山口県条例第 34 号	条例 2
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	平成 24 年山口県条例第 35 号	条例 3
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	平成 24 年山口県条例第 36 号	条例 4
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	平成 24 年山口県条例第 37 号	条例 5
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成 24 年山口県条例第 38 号	条例 6
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成 30 年山口県条例第 1 号	条例 7
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（廃止）	平成 24 年山口県条例第 39 号	—

（老人福祉法関係）  
施設 班（担当：大野） 083-933-2793  
（介護保険法関係）  
介護保険班（担当：田村） 083-933-2774